

## 保育・教育現場における子どもの人権 ～子どもの意見表明権に着目して～

### Human Rights of Children on Childcare and Education: Focusing to children's right to express their opinions

千葉直紀  
CHIBA Naoki

キーワード：保育 意見表明権 安心感

#### 1. はじめに

日本において幼児教育・保育が行われるようになって久しい。我が国の保育施設として大部分を占めるのが幼稚園と保育所である。この幼稚園と保育所はその成り立ちや役割も異なりながら存在し、現在に至るまで変化を見せ始めている。

幼稚園と保育所の大きな違いとしては次のことがあげられる。「第二次世界大戦後の1947年、幼稚園は学校教育法に規定される学校の1つとして、保育所は児童福祉法に規定される児童福祉施設の1つとして、それぞれ制度上の位置づけを得る」<sup>1</sup>としているように根本となる法律が異なる。また、幼稚園での教育は学校の1つとして位置づいているが、「保育」の語その頃は用いられていた。『保育』の語が用いられたのは、幼稚園教育がほかの学校教育と異なることを示すためであり、外からの保護と内からの発達を助長することを一体とした育成、教育を行うことを幼児教育の特質としたためであった<sup>2</sup>としている。このように幼稚園の教育は小学校教育とも区別され、子どもを保護するといった側面を大切にしていることが伺える。一方保育所について見ていくと、「戦後初期より保育所は乳幼児の保育を担う施設として考えられ整備の必要が認識されていた。しかし、そこで保障される保育は、乳幼児に対してというよりはむしろ、乳幼児をもつ養育者の勤労を支え、ひいては生活を保障することを重視したものであった」<sup>3</sup>としている。これは、乳幼児だけではなく保護者も支援するといった、現在でも大切にされている役割がこの頃からあったということを示している。

このように日本における幼稚園と保育所の成り立ちや戦後の子どもを預かる機関としての位置づけは異なり、幼保二元体制と言われる体制のもと進められてきた。現在においては幼保一元化が試みられ、2006年には「認定こども園法」<sup>4</sup>が誕生した。この法律により幼稚園の教育要

素と保育園の機能を併せ持つ認定こども園が設置されることとなった。その後も、「子ども・子育て支援新制度」<sup>5</sup>や平成29年告示の「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法案同時改定」<sup>6</sup>が行われ、子どもを取り巻く環境は、近年、例を見ない程のめまぐるしい変化を遂げている。このような昨今の状況も鑑みながら「幼児教育」や「保育」において何が大切なのかをもう一度確認する時に来ている。そこで、「幼児教育」と「保育」（以下「」を用いない）という用語について整理したい。

『保育用語辞典』第8版によると以下のように示されている。

### 幼児教育

幼児を対象とする教育のこと。幼児とは広義には出生から小学校就学までの乳幼児すべてを意味するが、厳密には乳児を除いた1歳児以降就学までの幼児を指す。したがって、幼児教育という用語は、教育の対象に即して教育の態様を規定したことばであり、内容的には就学前教育と一致する<sup>7</sup>（以下略）。

### 保育

保育という用語は、広義には保育所・幼稚園の乳幼児を対象とする“集団施設保育”と、家庭の乳幼児を対象とする“家庭保育”の両方を含む概念として用いられているが、しかし、一般には狭義に保育所・幼稚園における教育を意味する用語として使用されている。この言葉の由来は定かではないが、幼児教育の対象となる幼児が幼弱であるために、保護し、いたわりながら教育することの必要性が考慮されていたものと思われる。（中略）そして、保育とは乳児、幼児を対象として、その生存を保証する「養護」と心身の健全な成長・発達を助長する「教育」とが一体となった働きかけであると解されている。以上のような経緯の中で、一時期保育所で行う営みのみが保育であるとの誤解が生じ、そのため幼稚園では保育に代えて教育という語を多用したこともあったが、最近では保育という語のもつ原点にたちかえって、乳幼児を対象とする教育にはすべて保育という語が一般的に使用される<sup>8</sup>。

このように、幼児教育と保育（以下、保育とする）は用語の使われ方や歴史的な変遷等を踏まえると非常に複雑な点もあるように思われる。しかし、上述の「保育という語のもつ原点にたちかえって」ということからすれば、言葉云々というよりはその中身をもっと精査していかねばならない。また、幼稚園と保育所の法的な位置づけの違いがあるにせよ、どちらに通っていたにしても、子どもは子どもである。同じ子どもを前にして保育の進め方の細かな部分に違いはあれども、根幹となる部分においては共通の考えがあることが望ましい。少なくとも子どもを預かり保育するという営みの中での大前提の部分においては共通している必要がある。そ

の大前提として大切にしたいものが人権である。先述したように、幼稚園においても以前は、学校教育と区別するために保育という用語を用いて子どもを保護することにも重きを置いていた。この保護するという人権を大切にしたい営みは保育のみならず小学校・中学校又はそれ以降の教育機関においても重要なことと言える。小学校等においても養護教諭やスクールカウンセラーなどの配備等の対応はあるが、そもそも子どもの避難所だけを整理しても意味をなさない。大切なのは日常なのである。つまり、クラス内や担任の教師に安心感を抱いて居なければならないのである。そのことからすると、保育においてはなおさら幼稚園であろうが保育所であろうが人権を大切にしていかなければならない。大人の都合による保育や法律の改変によって子どもへの接し方を次々と変えたり、保育の在り方を変えたりしてはならない。これまで蓄積された保育の積み重ねを大切にしながら、保育において大切なことに確信を持つことができるようにしていかなければならない。最も大切にしなければならないのは、大人による幼稚園は教育で保育園は保育というような捉えではなく、“子どもがどう感じながら園での時間を過ごすのか”ということなのではないだろうか。

そこで、本研究においては保育における、または学校教育まで含んだ教育における全ての子どもの人権の在り方について考察していく。この人権の見方としては、保育という日常的な営みの中で、または学校教育という日常の中で子どもが安心して生活を送るために必要な人権、特に意見表明権に着目しながら考察していくこととする。特に、制度や法律の変遷が目まぐるしい昨今であるため、大人がどのように保育、教育を行っているかという視点ではなく、子ども自身がどう感じているかといった点に絞って考察を行っていききたい。

## 2. 子どもは教育の中で幸せになっているか

### (1) 子どもの生きにくさ

子どもが置かれている現状は戦前戦後の状況と比べて非常に良くなってきているといえる。実際、子どもの自殺率を見ても戦後の自殺者数は顕著で、1955年の10～14歳の自殺者数88名、15～19歳の自殺者数は2735名と非常に高い自殺率であったことが言える。その高い自殺率は1991年には10～14歳の自殺者数36名、15～19歳の自殺者数は371名となり戦後最も低い3.8%という自殺率であった。しかし、この自殺率が2017年には10～14歳の自殺者数100名、15～19歳の自殺者数は460名となり、1991年を境に右肩上がりの傾向を見せている。さらに、2010年頃からは小学生の自殺率も右肩上がり増加傾向を示している<sup>9</sup>。このように、子どもの自殺率をみた時に、物質的に非常に豊かになってきた昨今でありながら児童の自殺率は増加傾向であることが確認できる。このように子どもが自殺する世の中で子どもの人権が守られているといえるだろうか。

また、文部科学省による「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」をみると平成29年度における小学生の不登校者数35032名、中学生108999名、合計144031名、平成3年度の小学生不登校者数12645名、中学生54172名、合計66817名<sup>10</sup>となっている。平成3年から比べるとその増加は顕著で、およそ25年前の2倍以上の不登校数といって良

い。この現状からは学校教育という場所が、子どもにとって安心できる場所になっていない状況が少なからずあるといえる。

## (2) 子ども観の変遷と現状

子どもが育つ環境下において、大人が子どもをどう見ているかという子ども観が非常に重要となる。近代社会においては、「子どもを家庭において守り育てるべき存在として捉える発想を広げていく。保護される存在、教育を受けることを期待される存在としてとらえられるようになった」<sup>11</sup>というように、保護し、教育することが大人の意識としても高く持たれるようになったといえる。しかし、少し時代を遡ると、「19世紀は、(略)厳しく接していうことを聞かせようとする発想が世界的に強かった。多くの国で、子どもの教育には体罰が用いられた」<sup>12</sup>というように体罰が常態化していた時代もある。また、20世紀になると、子どもは大人の暴力から守られる存在となり、「暴力を受けないこと、不安のない環境で好ましい教育を受けること、ひもじさから解放されることなどは、『子どもの権利』だと表現されるようになった。それらは教育を受ける権利、最低限の生活を保障される権利、人間としての尊厳を守られる権利などとして明文化されるようになった」<sup>13</sup>しかし、貧富の差が広がる中で、子どもを「これまでのような『保護される存在』」というとらえ方だけでは不十分ではないかという議論が起こるようになっていった<sup>14</sup>。そして、「子どもの権利というときには、単に保護されるだけでなく、子ども自身が自分の意見や要望を、大人や社会に主張することができ、それを大人や社会が尊重するような慣行が成立しないと、子どもはいつまでも大人の恣意から抜け出せないのではないか。こうした議論、検討が積み重ねられ、10年の月日を経て1989年11月20日に国連で採択されたのが、『子どもの権利条約』であった」<sup>15</sup>としている。「この条約は、それまでの子どもの権利論で一般的であった保護される権利を当然含みつつも、それを越える権利、たとえば社会に参加する権利、自己の意見を主張する権利、あるいは大人と同じような社会権を有すること、などがていねいに記述されている」<sup>16</sup>としている。つまり、子どもを保護される存在という限定的な捉え方から自己の意見を主張する権利まで大切にされるようになるという意味合いを加えながら子どもの権利条約が出来あがったということである。

この「子どもの権利条約」の経緯を鑑みながら自分の意見を主張する権利について見ていくと第12条（意見表明権）に行き着く。第12条（意見表明権）を見ると、1「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」2「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続き規制と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続きにおいても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる」<sup>17</sup>としている。つまり、子どもが自分の意見を表現できるような場がしっかりと整えられていなければならないということである。

このような子どもの人権を大切にしたい取り組みや子ども観の変遷は非常に大切なことといえ

る。しかし、「子どもの権利条約」が整備された、大人の人権に対する考えやその柱が出来上がった、そこで留まっていて子どもは幸せになるのだろうか。大切なのは保育の現場で、教育の現場でそのことが実践されているかということである。

### (3) 保育・教育現場と結び付かない人権感覚

ここでは、「子どもの権利条約」が教育現場や保育現場と結び付いていない現状について明らかにしていきたい。先述したように大人がいかにか“人権を大切にしている”と主張したとしても、子ども自身が同じように“人権を大切にもらっている”と実感していなければそれは人権を大切にしていることにはならない。

実際学校教育に目を向けると「いじめを受け登校拒否をしている。両親は学校に行け、強くなれというだけ。教師はいじめられる方にも問題があるととりあってくれない」「体罰があったので母親と、学校、市、教育委員会に問題を明らかにしようとしたが、まともにとりあってくれない」<sup>18</sup>という問題が後を絶たない。このことについて児玉勇二は「あらゆる場で本来子どもを保護する責務にある大人たちは、子どもたちがSOSのシグナルを出しているにもかかわらずこれを見過ごし、二重の人権侵害を行っている例が極めて多くあります。」<sup>19</sup>と指摘している。このように子どもの意見表明権は子どもからすると大切に取扱って貰っていない現状があるのである。実際「東京の窓口では、いじめの相談が30%を占めていますが、学校の問題であるのに教師に訴えたというはわずかで、しかも訴えても親や教師などが取り合ってくれない場合が60%以上となっています」<sup>20</sup>とあるように、子どもの意見は大人には届かないケースが多い。子どもは誰を信用して誰に意見を表明すれば良いのだろうか。これは、養護教諭を配備している、スクールカウンセラーを配備しているなどということ以前の問題であり、まずはクラス内で丁寧にしっかりと見ていかなければならない問題である。

学校教育だけではない。保育においても同様のことがいえる。堀尾輝久は「子どもの意見表明権という言葉がありますが、意見というのは言葉でいうだけではなくて、体で表現し、泣いたり笑ったりすることで感情やおもい（view）を表現しているわけです。欲求、要求を表現する、それをきちんと受け止め、応答する人間関係が大事なのであって、乳幼児からのそういう関係が貧しくなっている。」<sup>21</sup>と指摘した上で、意見表明権という第12条の重要性について述べている。特に、乳幼児においては言葉だけでは読み取れない子どもの思いがある。大人が特に気を付けて関わらなければ子どもの意見表明として受け取ることをせず、大人の都合で生活を進めてしまうことが起こりうる。実際に保育現場においても「ひもでぐるぐる巻きに縛られた園児の姿」<sup>22</sup>がテレビで放映されるなど、保育現場の質の格差についても問題視されることが多くなってきている。また、保育園に通わせている保護者からの次のような言葉もある。「保育園に通いだしてから、子どもが『楽しくない』とふさぎ込んで笑顔が減ってしまった。保育士が子どもたちを厳しく叱りつける場面をこの間見てしまったし、いつもピリピリしている雰囲気。できれば転園したいんだけど、ほかに空きもないし…」<sup>23</sup>と言ったように子どもの人権、意見表明権を大切にしていない保育は日常的に存在している。また、このようなケースは氷山

の一角だと言え、実際はもっとこういったケースが保育施設には存在してしまっているのではないかと危惧される。脇貴志がこのようなもの言えぬ乳幼児を相手に大人の節度の無い保育が横行している状況に対して「保育園は中身が分からない危険なブラックボックスだ」<sup>24</sup>と表現している。乳幼児は発達的に言葉がまだ流暢ではないため、家庭において園の生活状況を伝えることは難しい。また、「小学校3～4年生になると（中略）子どもたちは自分の内面は自分だけのものとして、他者の目からかくしはじめます」<sup>25</sup>と言われるように子どもが家に居ない時の様子を親がすべて知ることは難しい。では、どうすれば良いか。子どもの変化を家庭がしっかり把握すれば良いのであろうか。いや、そうではない。保育や学校教育の現場が変わっていくしかないのである。

### 3. 子どもと新自由主義

このような状況は近年の保育者不足<sup>26</sup>の影響や保育における規制緩和や量的にのみ保育者を拡充させようとした国の施策によって保育の質の低下に拍車をかけたことが大きな要因といえる。しかし、それだけではない。保育の中の質のみならず、社会全体の仕組みが子どもだけではなく、さらには大人も生きづらい状況へ変わりつつある。

その大きな要因の一つが「新自由主義」（以下「」を用いない）である。新自由主義とは「①1970年代後半のケインズ主義の破綻を背景に出番を迎え、②財政危機の主な原因を福祉国家であると分析し、③公的責任よりも市場原理の優位性を強調するなどの特徴をもっています」<sup>27</sup>とされている。このことから、市場原理が社会全体を覆い、競争原理の中で過ごすことの大前提が保育の分野にも入り込んできたことを意味している。また、浅井春夫は、新自由主義を一面的で単純な人間観という視点から「新自由主義が言う人間とは、常に『市場』に対して、『自立した個人』としてしか現れないという前提があります。人々の生活の維持・再生産に必要なものとサービス供給を全て『市場のコントロール』に委ね、人々の抱える生活問題を基本的に『家族による私的努力』と『市場における選択』によって解決することができる人間を『自立した個人』と見ています」<sup>28</sup>と表している。このような社会の変遷は否応なく社会を競争原理で覆い、社会の枠組みとしてだけではなく保育や教育において、子どもを見る目にまで影響を与えているといえる。

ここでの問題は「自立した個人」でなければ生きていけない社会であることがあげられる。自立した個人とならなければ「怠け者」の烙印を押されてしまうこの新自由主義においては大人も子どもも社会からの評価を気にしながら生きていかなければならない。浅井春夫は、このような新自由主義に対して「社会福祉分野においては経済活動からはじき出された“弱い個人”の現実を踏まえて、人間・子どもを大切にする福祉政策の在り方が問われている」<sup>29</sup>と指摘している。生きていく中で「怠け者」や「弱い個人」、「自立した個人」などという烙印を他者から、又は社会から押されながら暮らしていくことほど苦しいことはない。また、この社会の仕組み自体が子どもの人権を無視するための枠組みになっているのではないだろうか。この烙印を保育や教育の中で押されてしまいかねない恐怖の中で「子どもの権利条約」12条における意見表

明などできるはずがない。まずは保育や学校教育に携わる大人が、子どもが安心して過ごすことの出来る環境を作っていかなければならない。特に新自由主義社会の中での「怠け者」や「弱い個人」と呼ばれてしまう人間や言葉によって考えを表明しにくい子どもこそ、意見を表明できるような保育や教育でなければならないのである。

比較社会学の視点から内藤朝雄は、このような学校の全体主義について「日本の学校が示す全体主義のエッセンスは、①人間という材料が『生徒らしい』生徒に変わりつづける『すなお』さ（深部からと感ぜられる奴隷的人格変容の生き生きした自発性）が絶対にかくあらねばならぬこととして要求されながら、②その人間が『生徒らしい』生徒に変えられ続ける連鎖の全体が、一人ひとりの人間を超えた高次の集合的な生命（「学校らしい」学校）とされ、③深くすみずみまで生活領域をおおいつくすことである」<sup>30</sup>と指摘している。内藤が述べるように学校教育は、教育と称し、子どもを画一的に統制し、生徒らしさ、学校らしさを求める風潮が強い。そのような中で一人ひとりの子どもが今、何を考え、何を思っているのかという部分を置き去りにしながら日常を進めてしまっているのである。内藤の教育のあたりまえを問う姿勢は、古くから行われてきた日本の教育やその行き場をなくした近年の教育を根本から見直す契機ともなりうる。

## 4. 保育における人権と養護

### (1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領

保育における人権を考えた時に、上述した学校教育のような状況が乳幼児においても起こってきている。特に「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法案同時改定」<sup>6</sup>を契機として、保育の質の向上をうたいながら画一的でより全体主義的な構造が出来上がりつつある。そのような保育全体の傾向を鑑みながら、その問題点についてみていきたい。

まずは、「保育」という言葉と保育所保育指針・幼稚園教育要領について見ていく。「保育」という言葉は戦後の保育においては幼稚園においても大切にされてきた。それは先述したことと同じであり、保護するという意味も含まれている。しかし、平成29年告示の「幼稚園教育要領」においては保育という語は用いられていない（唯一「保育所」という単語の中で一語のみ用いられてはいる）。さらに、「人権」、「養護」、「最善の利益」の文言も保育所保育指針には記されているが、幼稚園教育要領においては一切記されていない<sup>31</sup>。このように、保育所保育指針と幼稚園教育要領は根本となる法律が異なるということもあるが、子どもの人権という視点から捉えた時に大きな差が生じている。ここで問題となるのが、どちらも子どもを預かる施設であることには変わりはないにも関わらず大前提が共通していないことである。その土台とも言える根本的なところにもっと目を向けていかなければならない。保育園は福祉だから人権や養護を大切にする、幼稚園は教育機関だから教育のことを考えれば良い、という大人主導な法律の使い方に子どもがどれだけ苦しめられているか考えていかなければならない。もちろん、幼稚園においても人権を大切に、保育を行っているところは山ほどある。逆に保育所において人

権を無視した保育を行っているところもあることは述べておかなければならない。

また、保育において重要となるのが、「養護」である。平成29年告示の「保育所保育指針」においても「保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである」<sup>32</sup>としている。また、「情緒の安定」の項目においては「1人1人の子どもが、安心感を持って過ごせるようにする」<sup>33</sup>ことや「1人1人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする」<sup>34</sup>ことが示されている。これは、乳児がいる保育所だから養護が必要という意味合いで示されているようにも見えるが、第2章の3- (1) ウにおいて3歳以上児の保育においても、『生命の保持』及び『情緒の安定』に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である」<sup>35</sup>としている。このように保育における「養護」は保育を進める上でも非常に大切な土台ともいえるべきものである。しかし、同じ子どもでありながら幼稚園教育においてはこの「養護」的視点があまりにも少なくなっているといわざるをえない。子どもを預かって保育をすることを根源的に考えた時に、幼児教育の先駆けともいえる倉橋惣三の保育を見直してみたい。

倉橋惣三は「幼児を教育するにはその生活によらなければ出来るものではない。衣食住は生活と離れるものではない。保育の保育たるところは生活にふれることだ。幼児の心を愛すると言っても、その子の生活、衣食住にふれずしては手が届かないものだ。(中略) 子ども自身は身体と精神が1つになっている時で、彼らは切り離すことの出来ない生活をしているのであるから、我々の小さな身体上のケアは自ら心に通じているのである」<sup>36</sup>としている。さらに、倉橋は幼児教育の第1義として「幼児教育の第1義は幼児生活の価値を知ることである。これは、幼児教育に限ったことではない。すべての教育は、その被教育者の価値を知らなければならないが、幼弱なる幼児は愛護せられることはあってもその価値を無視せられやすいから、幼児教育において特にこの事をいう必要がある」<sup>37</sup>としている。加えて、「一人の尊厳」の章において「すべての人間は、その個性を尊重せられる権利をもつと共に、先ずその前に、一人として迎えられべき尊厳を持っている。この意味において、一人を一人として迎えないことは、人間の尊厳をおかすことである。一人の一人たることを忘れるのは、人間に対する最根本的の無礼である」<sup>38</sup>ともしている。一人の尊厳ということからすれば、全ての教育において、子どもの思いや言葉、表現を軽んじることなく関わっていくという根源的な部分から、現代の保育においても見直して行かなければならないといえる。

## (2) 就学を目指した教育機関であるが故の危険性

「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法案同時改定」<sup>6</sup>という3法同時改定は文部科学省が示している「幼稚園教育要領解説」においても「小学校教育との円滑な接続」<sup>39</sup>について述べている。小学校教育との円滑な接続のための視点として大きく変わった部分が第2章の「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育って欲しい姿』」<sup>40</sup>である。この姿は「資質・能力が育まれている幼児の幼稚園終了



時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである」<sup>41</sup>としており、到達目標としてではなく、考慮するものであることは明記されている。また、第3章の5には「小学校教育との接続にあたっての留意事項」<sup>42</sup>が示され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼稚園と小学校が共有することなどを明記している。しかし、学校教育における子どもの生活は、不登校や自殺などが蔓延しており、苦しさを感じて生活している子どもが多くいる。幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明記することによって新自由主義に拍車をかけ、より大人からの評価のために行動を起こす子どもになってしまわないだろうか。

鶴見俊輔は教育とは何かという問いの中で、「明治のはじめには、手ばやくつよい国家をつくるために、集団として型にはめこむ教育が、小学校だけでなく、中学校、高等学校、大学に必要となった。この場合、教師は集団として養成され、教師用に教科書（マニュアル）をもって、おなじ教科書（これは生徒用）を使って集団としての生徒に対する。授業は規格化され、採点もおなじ規準によってなされる。生徒は、おちこぼれるものを別として均質化される。近代都市に鉄筋コンクリートの高層の建物がたちならぶように、その都市の形とおなじ均質化が教育においても進行する」<sup>43</sup>としている。鶴見が述べるような教育の均質化が、就学前教育における3法案同時改定によって保育の分野にまで及んできている。このことから、就学を意識して学校教育に保育を当てはめようとする保育から、より一人ひとりの意見を大切にす保育を行うことこそが、就学前準備になるといえる。

また、田中孝彦は「思春期の不安定のさなかにあった私の子どもが、保育園時代の卒園アルバムをじっと見入っている姿を目撃したことがある。（中略）保育園という場所には、子どもたちの成長を親と保育者で無条件に喜びあう雰囲気、今の日本の社会では珍しく残されているといつてよい」<sup>44</sup>というように、思春期の子と保育園という関係性の中で保育園の良さを述べている。つまり、保育園時代の経験が大人になってもなお、その人の背中を押してくれるような存在になりうるということなのである。幼稚園や保育所と小学校との接続が円滑であるかどうかなどということはもはや問題ではない。幼少期をどう過ごすか、学童期をどう過ごすかにかかっているのだ。接続を円滑に行いたいのは大人であって、子ども側からすればその場所が安心して生活を送ることが出来る場所であれば良いのである。

## 5. すべての教育に子どもの意見表明権と安心感を

### (1) 意見表明ができているという実感を大切に

子どもの安心できる場所が日常にない。保育や学校という日常生活を送る場に安心感がない。特に自分の意見を言える場所が存在していない。子どもが意見を述べたところで、大人の体制や枠組みに縛られ受け入れて貰えない。そのような状況の中で、子どもたちがどうやって主体性を持って生きることができるのだろうか。新自由主義社会という名のもと、子どもや社会的弱者に努力を強要する社会や、評価という目にさらされ有無を言わず大人望む方向に引っ張られてしまうような保育や教育の環境が本当に幸せなのだろうか。いや、幸せなはずがない。子どもの人権を大切にすると、子どもが人権を大切にされていると感じることなのである。

鈴木牧夫は、「いじめの問題から乳幼児期の発達のあり方を考える」の章において、学校等で起こるいじめ問題から乳幼児期をどのように過ごせば良いかという観点で次の4つの考え方が重要であると述べている。「(一) 一人一人が個性ある者として存在を受容されて、安定した生活をおくっていること (二) 自分が保育者に認められているという状況の中で、仲間との楽しい生活や遊びを通して、共感関係が育っていること。(三) 子どもの自己表現・要求が保育の中で十分生かされていること。(四) 時には、仲間とのトラブルを通して、他者の存在を意識して、他者を認める力が育っていること。」<sup>45</sup>としている。ここでは、「存在を受容」、「認められる」、「自己表現・要求」などの言葉が出てくる。鈴木という4つの観点から子どもを見た時、そこには子ども自身が生活の中で存在を認められながら自己を表現し要求を出していくということが随所に示されている。このためには保育者が、子どもを大切な意見を持った「存在」として「受容」する姿勢が大前提にあると考えられる。意見表明権は「英語では“view”であり、思い、つもりなども入る。2、3歳児でも、「いい」とか「いや」とか表明することが大事だといっているのである」<sup>46</sup>ということからすると、意見表明をしている、という「乳幼児自身の実感」や「自分の意見を大切にされているという実感」を乳幼児自身が感じられるような大人の姿勢をより意識していく必要がある。

## (2) 「仲間の中で意見を述べられる安心感」と「おおらかな大人の存在」の必要性

子どもの教育において大人の範疇に無理にでものせようとして、どれだけの子供が苦しんでいるだろうか。大人の期待に応えることができず、本当の自分という存在に気付いて貰えずに犯罪にまで手を染めてしまう子どもが後を絶たない。奈良少年刑務所では凶悪な犯罪に手を染めてしまった子どもたちの「社会性涵養プログラム」が行われ、何人もの子どもたちが生きることを見つめ直し、立ち上がるきっかけを作る教育が施されている。この子どもたちは、「家庭では育児放棄され、まわりにお手本になる大人もなく、学校では落ちこぼれの問題児で先生からもまともに相手にしてもらえず、かといって福祉の網の目にはかからなかった。そんな、いちばん光の当たりにくいところにいた子が多い (以下略)」<sup>47</sup>という。このプログラムでは自分自身で作った詩をみんなの前で発表し、みんなで認め合う機会や絵本の内容を皆で演じるなどのプログラムが設けられている。その中で、「子どものころから、教師からも見放され、授業で当てられることもなく、ただ教室の片隅にいた子どもたち。それがここではじめて『主人公』として人前に立ち、演じる。小さなことだが、その達成感が、頑なな彼らの心をほぐすきっかけとなってくれるのだ」<sup>48</sup>という。このような子どもたちの事を刑務所の教官である竹下教官は「(略) 更生させ再犯を防ぐためには、元の自分に戻してやることだと思うのです。子どもらしさを素直に出させ、それでも大丈夫だ、と安心させてやることができれば、立ち直るきっかけになり、非行や犯罪と無縁の生活を送れるようになるのです」<sup>49</sup>としている。浜谷直人は、大人が子どもに対して掛けている言葉を次のように述べている。『『そんなことしていたら、小学校にいけないよ』と脅して不安にし、『早くしなさい』『ちゃんとやりなさい』と急かして、枠にはめようとし、『ちゃんとやった?』『まだ、できないの』『これじゃ、あかちゃんと同じね』

とチェックしてダメだしする言葉ばかりが目立ちます」<sup>50</sup>。このような大人の目線でしか子どもの生活を捉えていない保育や教育が常態化してはいないだろうか。さらに浜谷は、「子どもが自分なりに活動できる下地を、丁寧に時間をかけてつくったうえで、後は、好きなようにやってごらん、なにがあっても、『大丈夫だから』、『心配しないでいいよ』、『今の、あなたがすてきだよ』、そう言ってあげるのが、大人、親、保育者のすることではないでしょうか」<sup>51</sup>とも述べている。やはり子どもに必要なものは「安心感」なのである。平松知子は『『本当の気持ち』を伝えて『何とかなった』経験』<sup>52</sup>が大切だとした上で次の事を述べている。『『友だちがわかってくれている』安心感や、『みんなの中で楽しい』の実感が、本当に『気持ちを言葉にしてみよう』(みんなにいつてみよう)と思わせるようです』<sup>53</sup>。このことから集団の中で自分の気持ちを言葉にできることの安心感を見て取ることができる。さらに、寮美千子は「人の言葉の表面ではなく、その芯にある心に、じっと耳を傾けること。(中略)詩が、ほんとうの力を発揮できるのは、実は本のなかではなく、そのような『場』にこそあるのではないか」<sup>54</sup>や「すぐそばにいる友の心の声に、耳を澄ます時間を持つ。語り合う時間を持つ。それができたら、子どもたちの世界は、どんなに豊かなものになるだろう」<sup>55</sup>とも述べている。つまり、子どもたちが友だちの中で、心の奥底にある意見をも出しやすいような環境・雰囲気を作ることが大切なのである。言い換えれば「仲間の中で意見を述べられる安心感」と「おおらかな大人の存在」が必要なのである。

## 6. 考察

これまで、述べてきた保育・教育現場における意見表明権であるが、上述したような「仲間の中で意見を述べられる安心感」と「おおらかな大人の存在」という関係性が成り立つために必要なことが何かを整理していきたい。この「仲間の中で意見を述べられる安心感」と「おおらかな大人の存在」という関係性が成り立つために必要な条件、つまり保育・教育における意見表明が成される条件について、筆者は次のようにまとめることとする。①子ども自身が思ったことを安心して大人に表現できる「大人と子どもとの関係性」②仲間が自分の考えを分かってくれるだろうという「子どもと集団との安心できる関係性」③子ども個人や集団そのものが意見表明しやすい場を作り出す「おおらかな大人の存在」④「おおらかな大人の存在」同士が意見表明し合える場の4つである。④が存在することによって子どもの周囲を取り囲む雰囲気が子どもの意見表明を助けるのである。この4つの条件は乳児においても幼児においても学齢期や思春期においても必要となるだろう。

今回述べてきた保育・教育現場における意見表明権は現状としては全くと言って良い程達成されていない。「子どもの権利条約」が出来上がってから30年程が経過しようとしている現在においてもなお課題が山積している。『『教育』という言葉には、上から下へ同化を求めるという意味が入っているんです(以下略)』<sup>56</sup>と大田堯が歴史を紐解いているように、教育の現場には脈々とその風潮が浸み込み、拭いさることが容易ではない。さらに、その風潮は3法案同時改定という波に乗って保育の世界にまで入り込み始めている。このことを自覚しながら保育・教育

の現場では、子どもの人権を丁寧に見直す時に来ている。

大田が「大切なことは、何よりもこの世に生を得ているすべてのものが一人ひとりちがっているということ、だが平等に『人として尊ばれる』(児童憲章)ということなのです」<sup>57</sup>と述べたうえで、「誰もが社会参加を通じて、あてにしあてにされるような人間関係を創り出すことが、人間性にそった社会だということになるのだと思います」<sup>58</sup>としている。子どもがより主体的に、自分の心を、身体を、主体として動かしていく為には人権を大切にする大人が必要である。大切に育まれた人権は、子ども自身でも大切なものとして取り扱うであろう。自分の意見をおもてへ表現するという、生まれたその時から始まる人間の尊い営みをより高い所に位置づけた保育・教育現場になることを願っている。

### 〈参考引用文献〉

1. 松島のり子 『『保育』の戦後史—幼稚園・保育所の普及とその地域差』 六花出版 2015年 p. 1
2. 坂本彦太郎 「学校教育法の成立」(岡田正章ほか編『戦後保育史』第1巻、フレーベル館、1980年 pp. 14-15
3. 松島のり子 (2015) 『『保育』の戦後史—幼稚園・保育所の普及とその地域差』 六花出版 p. 71
4. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(2006年6月15日法律第77号)
5. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成24年法律第67号)
6. 「学校教育法施行規程(抄)」(昭和22年5月23日文部科学省令第11号、一部改正：平成29年4月1日公布)、「児童福祉法(抄)」(平成29年6月23日法律第71号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抄)(平成29年4月26日法律第25号)
7. 森上史郎、柏女霊峰 「保育用語辞典〔第8版〕」株式会社ミネルヴァ書房 2015年 pp. 2-3
8. 同上書, pp. 1-2
9. 子どものからだと心白書2018編集委員会 「子どものからだと心白書」有限会社ブックハウス・エイチデイ 2018年 p. 64, 5-2 「5～19歳にみる自殺率の年次推移」
10. 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(4-2) 不登校児童生徒数の推移  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400304&kikan=00400&tstat=000001112655&cycle=0&tclass1=000001120595&tclass2=000001120695&tclass3=000001120699&stat\\_infid=000031764178&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400304&kikan=00400&tstat=000001112655&cycle=0&tclass1=000001120595&tclass2=000001120695&tclass3=000001120699&stat_infid=000031764178&result_page=1)
11. 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子 「日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史150年」(榊萌文書林 2017年 p. 44

12. 同上書, p. 44
13. 同上書, p. 45
14. 同上書, p. 45
15. 同上書, p. 46
16. 同上書, p. 46
17. 小沢牧子「子どもの権利・親の権利『子どもの権利条約』をよむ」日外アソシエーツ株式会社 1996年 p. 49
18. 児玉勇二「子どもの権利と人権保障—いじめ・障害・非行・虐待事件の弁護活動から—」株式会社明石書籍 2015年 p. 31
19. 同上書, p. 32
20. 同上書, p. 32
21. 堀尾輝久「子どもの権利とは何か—人権と子どもの権利と子どもの人権—」（日本弁護士連合会「問われる子どもの人権 子どもの権利条約・日弁連レポート」駒草出版 2011年 p. 215）
22. 大川えみる「ブラック化する保育」株式会社かもがわ出版 2016年 p. 16
23. 脇貴志「事故と事件が多発するブラック保育園のリアル」株式会社幻冬舎メディアコンサルティング 2016年 p. 16
24. 同上書, p. 14
25. 神田英雄「3歳から6歳—保育・子育てと発達研究をむすぶ〔幼児編〕」ちいさいなかま書房 2004年 p.211
26. 垣内国光「日本の保育労働者」せめぎあう処遇改善と専門性(株)ひとなる書房 2015年（株式会社ポピンズ「平成23年度構成労働省委託事業—保育士の再就職支援に関する報告書」2011年2月） p. 16
27. 浅井春夫「子どもを大切にす国・しない国 子育てのなかのしあわせ格差を考える」株式会社新日本出版 2006年 p. 16
28. 同上書, p. 18
29. 同上書, p. 20
30. 内藤朝雄「学校の全体主義—比較社会学の方法から」 p. 237（木村草太「子どもの人権をまもるために」株式会社晶文社 2018年 pp. 227-246）
31. 西岡育子「平成29年告示 幼稚園教育要領保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領」株式会社チャイルド本社 pp. 5-57
32. 同上書, p. 28
33. 同上書, p. 29
34. 同上書, p. 29
35. 同上書, p. 43
36. 土屋とく「倉橋惣三『保育法』講義録—保育の原点を探る—」株式会社フレーベル館 1990

- 年 pp. 66-67
37. 倉橋惣三「倉橋惣三選集第二巻」株式会社フレーベル館 昭和40年 p. 265
  38. 同上書, p. 35
  39. 文部科学省 幼稚園教育要領解説 平成29年2月 p. 3  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/04/25/1384661\\_3\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/04/25/1384661_3_3.pdf)
  40. 西岡育子「平成29年告示 幼稚園教育要領保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領」株式会社チャイルド本社 p. 7
  41. 同上書, p. 8
  42. 同上書, p. 10
  43. 鶴見俊輔「教育とは何か」(大塚信一「いま教育を問う 岩波講座 現代の教育第1巻」 1998年 株式会社岩波書店) p.22
  44. 田中孝彦「子どもとおとなの関係を見直す」(大塚信一「いま教育を問う 岩波講座 現代の教育第1巻」 1998年 株式会社岩波書店) p. 156
  45. 鈴木牧夫「フォーラム21 子どもの権利条約と保育～子どもらしさを育むために～」新読書社 1998年 p. 106
  46. 11. 汐見稔幸・松本園子・高田文子・矢治夕起・森川敬子「日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史150年」(株萌文書林 2017年 p. 47
  47. 寮美千子「空が青いから白をえらんだのです。一奈良少年刑務所詩集一」株式会社新潮社 平成23年 p. 162
  48. 同上書, p. 167
  49. 同上書, p. 173
  50. 浜谷直人「保育力：子どもと自分を好きになる」(株新読書社 2010年 p. 123
  51. 同上書, p. 124
  52. 平松知子「発達する保育園 子ども編 子どもが心のかっとうを超えるとき」(株ひとなる書房 2012年 p. 66
  53. 同上書, p. 68
  54. 寮美千子「空が青いから白をえらんだのです。一奈良少年刑務所詩集一」株式会社新潮社 平成23年 p. 178
  55. 同上書, p. 178
  56. 日本子どもを守る会「こども白書2018」株式会社本の泉社 2018年 p. 28
  57. 大田堯「教育とは何か」株式会社岩波書店 1990年 pp. 193-194
  58. 同上書, p. 194